

## 令和3年度 第2回 仙台市交通政策推進協議会 議事録

- 日 時 令和3年6月22日(火) 10:00～11:30
- 会 場 青葉区役所4階第1・2会議室
- 出席委員 菊池輝委員、青木俊明委員、吉田樹委員、松原陽一委員、坂崎有理委員、大石雅邦委員、児玉光誉委員、岩田憲明委員、鈴木雅弘委員、奥山武信委員、山田和義委員、木村和博委員、桃野智文委員、守修一委員、白鳥裕之委員、菅井茂委員、山口裕子委員、平嶋教義委員、大友幸則委員、二階堂聡委員  
[20名]
- 代理出席 土田優氏(村山弘晃委員代理)、荒井道顕氏(中嶋吉則委員代理)、今野聡氏(中山弥須夫委員代理)、佐々木芳陸氏(大宮利幸委員代理)[4名]
- 欠席委員 なし
- 仙 台 市 木村賢治朗都市整備局次長、坂野浩之交通政策課長、  
(事務局) 五十嵐大公共交通推進課長、齋藤貴之交通政策課主幹兼計画係長、渡邊康英公共交通推進課利用促進係長、早坂佳高公共交通推進課利用促進係主査、小林万里子公共交通推進課利用促進主任
- 議 事
- 1 開会
  - 2 挨拶
  - 3 報告
    - (1) 第1回仙台市交通政策推進協議会(書面開催)について
  - 4 会長及び副会長の選出
  - 5 議事
    - (1) 仙台市交通政策推進協議会運営要領(案)について
    - (2) 監査委員及び出納員の指名
    - (3) 令和3年度予算(案)
    - (4) 仙台市地域公共交通計画について
    - (5) 協議会業務委託契約手続きについて
  - 6 今後のスケジュール
  - 7 その他
  - 8 閉会

- 配布資料
- 資料 1 仙台市交通政策推進協議会設置要綱
  - 資料 2 仙台市交通政策推進協議会委員名簿
  - 資料 3 仙台市交通政策推進協議会運営要領（案）
  - 資料 4 令和 3 年度予算（案）
  - 資料 5 改正地域公共交通活性化再生法を踏まえた地域公共交通計画の策定について
  - 資料 6-1 地域公共交通計画の章立てイメージ
  - 資料 6-2 仙台市地域公共交通計画素案たたき台
  - 資料 6-3 公共交通に関する現状と課題及び方向性の整理
  - 資料 7 協議会業務委託契約手続きについて

## 1 開会

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

定刻となりましたので、令和 3 年度、第 2 回仙台市交通政策推進協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めます、仙台市都市整備局交通政策課主幹の齋藤と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、会議にご出席また傍聴されている皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、会議中もマスク着用等にご協力をお願いいたします。

また、本来であれば、密にならない広い会場を確保することが望ましいところではございますが、一番広く確保できる会場がこちらの会場であったため、各委員の間にアクリル板を設置することで対応させていただいております。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。配布した資料、上から順に、本日の次第、座席表、そして裏面が出席者名簿になっております。また、資料 1「仙台市交通政策推進協議会設置要綱」、資料 2「仙台市交通政策推進協議会委員名簿」、資料 3「仙台市交通政策推進協議会運営要領（案）」、資料 4「令和 3 年度予算（案）」、続いて国土交通省東北運輸局様からご提供いただいております、資料 5「改正地域公共交通活性化再生法を踏まえた地域公共交通計画の策定について」、資料 6-1「地域公共交通計画の章立てイメージ」、資料 6-2「仙台市地域公共交通計画素案たたき台」、資料 6-3「公共交通に関する現状と課題及び方向性の整理」、資料 7「協議会業務委託契約手続きについて」、最後に「ご意見・質問書」をお配りしております。

なお、3 月に策定しました「せんだい都市交通プラン」の製本版が先日出来上がりまして、既に一部の委員の方にはお渡ししておりますが、その他の委員の方々には、本日

の資料とあわせてお配りしております。

配布資料は以上ですが、不足等、ございませんでしょうか。

## 2 挨拶

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

それでは、次第の2番、「挨拶」といたしまして、都市整備局交通政策担当次長の木村より、ご挨拶を申し上げます。

### ○木村賢治朗 都市整備局次長

皆様おはようございます。開会にあたりまして、仙台市を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。本日はお忙しいところ、またコロナ禍の色々大変な中でお集まりいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より交通政策をはじめ市政全般にわたりましてご理解ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、この協議会は、昨年度までは仙台市の任意設置で、本市の交通政策の基本的な考え方や、市の各施策につきまして専門的な見地からご助言いただき、昨年度「せんだい都市交通プラン」を策定したところでございます。今年度からは地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づく法定協議会と位置づけ、同法の地域公共交通計画の作成に向けた協議を行う場、となります。この地域公共交通計画や、具体の施策を基に作成する実施計画については、関係者の間で利害が一致しない場面も多々出てまいりますし、またこの計画自体が一定の拘束力を持つという面もございます。したがって、お集まりの皆様がそれぞれの立場でご発言いただきまして、議論を尽くしていただくということが成案を生む為の道筋であろうと考えてございます。

委員の皆様にはどうぞ忌憚のないご意見・活発なご議論をいただきますようお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしく願いいたします。

## 3 報告

### (1) 第1回仙台市交通政策推進協議会（書面開催）について

#### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

続いて、次第の3番、「報告」といたしまして、先月5月に書面で開催いたしました「第1回仙台市交通政策推進協議会」の内容について、改めて、ご報告いたします。

資料1、設置要綱をご覧ください。

書面開催により、本協議会の設置要綱を改正しておりまして、委員の皆様より承認をいただいたものが、この資料1となります。

今回の改正点としては、第1条において、地域公共交通計画の策定に関する協議を行う旨を追記し、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の位置付けを明確化

しました。

また、今年度より、地域公共交通計画策定に係る国庫補助について、補助対象となる本協議会が直接受け入れることとなるため、新たに、第7条に監査委員の設置、第8条に財務に関する事項を追加しております。

また、委員として、新たに4名の方を追加させていただき、委嘱しております。

お配りしました座席表の裏面に出席者名簿がございますのでご覧ください。

これからお名前を読み上げますので、4名の方々から、一言ずつご挨拶いただければと思います。

**○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長**

宮城県仙台塩釜港湾事務所長、児玉光誉様。

**○児玉光誉 委員**

宮城県仙台塩釜港湾事務所所長の児玉と申します。港湾は、今回の法律・計画に関わる部分は限定されると思いますが、より良い計画になるよう努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長**

株式会社ミヤコーバス業務部長、奥山武信様。

**○奥山武信 委員**

奥山でございます。ミヤコーバスは泉中央駅から吉岡方面の宮城交通の路線を運行いたしております。よろしくお願いいたします。

**○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長**

愛子観光バス株式会社安全・教育管理部部长、山田和義様。

**○山田和義 委員**

愛子観光バスの山田と申します。弊社の方でも短い路線ですが錦ヶ丘から仙台駅間を運行しております。より良い環境づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

**○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長**

株式会社タケヤ交通様におかれましては、本日委員であります、代表取締役大宮利幸様の代理出席といたしまして、常務取締役佐々木芳陸様にご出席いただいております。

○佐々木芳陸 氏（代理出席）

おはようございます。タケヤ交通の佐々木と申します。この度、仙台市交通政策推進協議会に新たに参加させていただくことになりました。微力ではございますが、地域公共交通の活性化に向けて一緒になって取り組んで参らせていただきたいと思います。今後とも、どうかよろしく願いいたします。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございました。

なお、その他の委員の方々、及び事務局の紹介につきましては、お配りしました「出席者名簿」ならびに「座席表」にて、代えさせていただきます。

続きまして、本日の会議の成立についてでございます。本日は委員 24 名中出席 24 名、うち代理出席 4 名となっており、設置要綱第 6 条第 2 項に基づく定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

（意見等なし、了承）

#### 4 会長及び副会長の選出

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

続きまして、次第 4、「会長及び副会長の選出」でございます。

昨年度までの委員の方々につきまして、委嘱期間が昨年度末で一度任期を迎えたことから、今年 5 月 18 日付で、改めて、委員の皆様全員に委嘱をさせていただいたところでございます。

今回、改めて会長及び副会長を選出することとなりますが、選出にあたりまして、昨年度までの任期期間にて「会長」を務めていただいております、東北工業大学の菊池委員よりご意見をお願いできますでしょうか。

○菊池輝 委員

皆様こんにちは。昨年度まで会長を務めておりました、東北工業大学の菊池でございます。昨年度まではせんだい都市交通プランの策定に向けて、皆様から多大なご協力を頂戴しましたこと感謝申し上げます。昨年度、一回目の協議会から私は毎回繰り返し、皆様に多様な価値観から沢山のご発言を、とお願いを申し上げてきました。実際に皆様から協議会の内外で非常に豊富なご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。しかしながら、私の力不足で皆様のご意見を全てそのまま直接的にせんだい都市交通プランの中に集約することが非常に難しく、そのことに関しまして会長として強く責任を感じております。また、今後の本協議会においては、法律に規定された地域公共交通計画の策定が、協議の主たる内容・事項になって参ります。その点から、関連諸法令

に精通された方が会長として最適であると考えております。一方で私の専門は道路自動車交通、或いは歩行者交通の計画でございます。

以上の 2 点の理由から、今後の協議会の会長には私以外から適切な委員を是非ご推薦いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございます。

それでは、今のご意見を踏まえまして、設置要綱第 5 条に基づき、委員の互選によって会長及び副会長を選出することとなりますが、推薦等のご意見、いかがでしょうか。

○青木俊明 委員

東北大学の青木と申します。先ほど、菊池前会長からも説明がございましたが、今年度からは地域公共交通計画の策定が主な協議事項となるため、実務に明るく、関連する法令等に明るい方が適任でございますので、吉田委員を会長に推薦したいと思っております。いかがでしょうか。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

他にございませんでしょうか。それでは、会長に吉田委員、ということでよろしければ、拍手にて承認お願いいたします。

(意見等なし、了承)

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございました。

続いて、副会長の選出となりますが、推薦等のご意見、いかがでしょうか。

○吉田樹 会長

副会長については、青木委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

他にございませんでしょうか。それでは、副会長に青木委員、ということでよろしければ、拍手にて承認お願いいたします。

(意見等なし、了承)

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございました。

それでは、吉田委員、会長席の方へご移動願います。

ここで、吉田会長に、一言、ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○吉田樹 会長

菊池先生からバトンをいただきまして会長職を務めさせていただくことになりました、福島大学の吉田でございます。改めてよろしくお願いいたします。

内容については後ほど東北運輸局の坂崎委員からご紹介いただきますが、私自身も地域公共交通活性化再生法の法改正に国の委員として関わらせていただきました。私は、9年間仙台市民として過ごしておりますが、今回この協議会が地域公共交通活性化再生法、この法律に基づく法定協議会に位置づけられ、今回、新たに交通事業者の皆様、特にバス事業者の皆様が委員としてご参加願いました。

質の高い公共交通をどのように実現するかが今回の新しいせんだい都市交通プランの一つの目的でありましたが、それを形にする最初の道具として、バスを中心とした公共交通体系をどのような形で持続可能なものにし、市民の皆様や来訪客の皆様から選ばれるものにしていけるか、が「チャレンジ」になると思います。

引き続き皆様から多様なご意見を賜りながら進めて参りたいと思っております。何卒よろしくお願い致します。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は、設置要綱第5条に基づき、吉田会長にお願いしたいと思います。

## 5 議事

○吉田樹 会長

それでは、進行を務めさせていただきます。さっそく「5. 議事」に入ります。本日の議事につきましては、概ね11:20ごろまでを目安に行いたいと考えておりますので、スムーズな進行へのご協力をお願いいたします。

議事に入る前に、会議の公開・非公開についてでございます。

本日の協議会につきましては、原則「公開」として進めることとし、審議の中で「非公開」とする必要があるとき時には、その都度皆様にお諮りして決めていきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(意見等なし、了承)

○吉田樹 会長

ありがとうございます。

本日の議事録署名委員についてですけれども、宮城交通株式会社鈴木委員にお願いしたいと思います。

(鈴木委員了承)

○吉田樹 会長

何卒お願いよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の(1)「仙台市交通政策推進協議会運営要領(案)について」、事務局より説明願ひます。

(1) 仙台市交通政策推進協議会運営要領(案)について

○小林万里子 公共交通推進課主任

仙台市公共交通推進課の小林が説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(資料3の説明)

○吉田樹 会長

事務局からの説明についてご意見・質問はございませんか。

それでは、議事(1)について、資料3のとおりでよろしいでしょうか。

(意見等なし、承認)

(2) 監査委員及び出納員の指名

○吉田樹 会長

それでは、議事の(2)「監査委員及び出納員の指名」についてです。

設置要綱第7条に基づく監査委員、及び、今皆様にお認めいただきました、資料3の運営要領第6条に基づく出納員について、「委員のうちから会長が指名する」こととなっております。

監査委員につきましては、仙台観光国際協会の守委員と仙台商工会議所の白鳥委員の2名にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。



(守委員、白鳥委員了承)

ありがとうございます。

続いて、出納員につきましては、仙台市総合交通政策部の二階堂委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(二階堂委員了承)

ではよろしくお願ひいたします。それではこの体制でこれから進めて参りたいと思います。

### (3) 令和3年度予算(案)

○吉田樹 会長

つづきまして、議事の(3)「令和3年度予算(案)」について、事務局より説明願ひます。

○小林万里子 公共交通推進課主任

(資料4の説明)

○吉田樹 会長

事務局からの説明についてご意見・質問はございませんか。

それでは、令和3年度予算(案)について、資料4のとおりでよろしいでしょうか。

(意見等なし、承認)

### (4) 仙台市地域公共交通計画について

○吉田樹 会長

次に議事の(4)こちらが本日の本題になります。今年度策定をして参ります、「仙台市地域公共交通計画について」ということで、資料5と資料6がございます。まず資料5が「活性化再生法を踏まえた地域公共交通計画の策定について」ということで、昨年度から変更された制度などについてご紹介いただきたいと思います。

では東北運輸局の坂崎委員からよろしくお願ひいたします。

#### 資料5 改正地域公共交通活性化再生法を踏まえた地域公共交通計画の策定について

○坂崎有理 委員

東北運輸局の坂崎と申します。よろしくお願ひいたします。今回、活性化再生法の改

正は非常に盛沢山の内容となっております。本日は時間の都合もありますので駆け足になるかと思いますが、今後議論の中で、東北運輸局は毎回出席させていただきますので、気になるところがあれば都度補足をする形とさせていただきたいと思っています。

(資料 5 の説明)

## ○吉田樹 会長

ありがとうございます。

少し私の方から補足いたします。7 ページに改正後の活性化再生法に基づく計画制度の体系について書いてあります。この中で、今年度、皆様と一緒にこちらの地域公共交通計画を作ることになりますが、この計画を作ること、様々な制度的、あるいは、財政的なメリットがすぐでくるというわけではなく、その後、特定事業に移行したときにメリットが大きくなるのがまず一つのポイントとしてございます。その時に注目したいのが、この特定事業の赤字の二点目の利便増進事業で、17 ページに利便増進事業の説明がありますが、従来は対象がこのイメージの一番上、つまりどこかに乗り継ぎの施設を作って、例えば駅前が仙台駅として、乗り換え拠点をどこかに設定し、そこから赤と青と緑、三つのバス路線が分かれています、こういう乗り継ぎを前提とした再編、つまり、路線の見直しを大きく行わない限り対象にならなかったのです。しかし、今度の場合ですと、一番下にあるイメージのように今まで走っている路線がそのままであったとしても、例えば皆様がもう少し使いやすいようにダイヤを見直して、できる限り等間隔で走らせていくという取り組みについても支援対象となります。従来は、今まで走っていたものは事業の対象にならなかったのですが、このような少し見直しをする事業でも対象となりえることとなります。

さらに、坂崎委員からご説明いただかなかったのですが、たとえば交通局様と宮城交通様が同じ区間を運行している箇所、2 社が協力してパターンダイヤ、等間隔運行を行おうとしたときに、これまでは場合によっては、独占禁止法上のカルテルの問題があったのですが、これも昨年の法改正で、10 年の時限立法、独占禁止法特例法というものができ、可能になりました。地域公共交通計画が策定されるとそのようなメリットが受けやすくなることとなりますから、そういった複数事業者で色々な取り組みをしていく、もちろん愛子観光様とタケヤ交通様が協力するのも構わないのですが、複数事業者で取り組んでいくことにメリットが発生することも今回の計画の意義となります。

一方で、実は今までのせんだい都市交通プランは任意の計画ですから、皆様が色々ご発言いただいた内容を踏まえながら、策定をしたのですけれども、13 ページに書いてありますように、地域公共交通計画の場合には記載事項が法律によって定められています。ですからこれを満たしつつ、かつ、仙台市として必要なものを明文化して記載することとなります。法定記載事項を書くのは当然、そのうえで、皆様と一緒に進めたい内容をしっかり掲載する、そこが大事となります。

では今の、法制度に関しましてご意見ご質問等ございましたら、ここでお待ちしておりますと思います。

(質問等なし)

#### 資料 6-1 地域公共交通計画の章立てイメージ

○小林万里子 公共交通推進課主任

(資料 6-1 の説明)

#### 資料 6-2 仙台市地域公共交通計画素案たたき台

○小林万里子 公共交通推進課主任

(資料 6-2 の説明)

○吉田樹 会長

はい。ありがとうございました。

現状は、資料 6-1、資料 6-2 に基づいて、交通事業者とワーキングで議論を始めたという段階になります。

事務局からの説明について、ご意見・質問はございませんか。

宮城交通様からご意見等、ございますか。

○鈴木雅弘 委員

宮城交通の鈴木でございます。記載の内容については、せんだい都市交通プランの策定時も議論したので、概ね理解しています。事業者として心配しているのは、収支の問題です。令和 2 年度の高速バスを除く市内線の収入は、前年度と比べて大幅に落ちて、24 億円、対して市内線の営業収支ベースで赤字が 10 億円です。コロナの影響が大きいのですが、コロナの前から赤字でした。コロナ前から 2 億円程度の赤字になっておりました。こういった厳しい状況でコロナ禍が改善しても需要が 8 割までしか戻らないとなりますと、もともと赤字なので、どうがんばっても赤字という状況は変わらないのではないかと心配です。

コロナ禍では、利用の階層は、通勤定期の利用は堅調で 2 割程度の減少になりますが、昼間や土日祝の利用が非常に落ち込んでいます。朝・夕のピーク時間帯の利用が減らないと、運行時間帯が短縮されないため、本数を減らせない状況になります。施策をするにしてもコストを誰が負担するのかという議論もしていただきたいです。赤字垂れ流しで続けるわけにはいかないので、誰が負担するかも含めて施策の議論をしていただきたいと思います。

#### ○五十嵐大 公共交通推進課長

公共交通推進課の五十嵐です。地域における移動手段の確保には、持続的で安定的な路線バスの運行や、経営面の改善が非常に重要であると認識しています。特に民間の路線バスの継続については、短期的・長期的な施策も含めて、補助金に限らず様々な支援、実施施策について話し合いを通して検討していきたいと考えております。

#### ○青木俊明 副会長

東北大学の青木です。よろしくお願ひします。1点質問です。上位計画のせんだい都市交通プランが10年間の計画となっていますが、10年の間に地域によっては子供が高校生になったりして、需要が増えたり、今働いている方がリタイアされて需要が大幅に減ったり、需要のダイナミックな変化も考えられます。需要の変化の見直しはどのように考えていますか。どのタイミングでPDCAをまわし、どのようにケアするのが少し見えにくくなっていると感じました。

#### ○五十嵐大 公共交通推進課長

東北運輸局様から説明の通り、今回の計画は一度策定してそれで終わりというわけではなく、都度皆様からの合意形成など図られた段階で記載を追加したり見直したりすることができる計画となっておりますので、今回の計画期間は5か年を予定していますが、その間でも社会情勢の変化や需要の変更がありましたら、その都度協議を経て見直しが出来ればと思います。

#### ○青木俊明 副会長

回答いただいた内容が、実際の計画書に記載されていると、見直しが行われることが明確に分かって良いと思ひました。

#### ○五十嵐大 公共交通推進課長

計画書に掲載する等の工夫をさせていただきます。

#### ○吉田樹 会長

今の指摘は非常に重要と考えておひまして、先ほど坂崎委員から説明にもあつた資料の15ページに、PDCAの表が掲載されていますが、沼津市の公共交通計画に掲載されているものがこのような書き方になっています。まず1年間で予算要求も含めてどの段階でチェックするかを決めています。加えて、5年間の中でどこまでどのデータを取得していくのか、一部ぼかして書いてはありますが、5年間のどのタイミングでどこまでの目標を達成するのか、どこで見直しをするのかということをおひのような形で示しています。今回、法定記載事項の中で1章から4章について、資料6-2でご説明

いただきましたけれども、当然毎年何をするかを書かないといけないものになっていきますため、是非ご対応いただきたいです。併せて、バスのダイヤ改正のタイミングもあると思いますが、実務的にやりやすい時期等を確認して進めてもらえれば、実効性のある計画になると思います。

交通局様からご意見等、ございますか。

#### ○平嶋教義 委員

仙台市交通局の平嶋です。宮城交通様もおっしゃっていましたが、経営を考えるとコロナは難しい問題です。仙台市は人口が109万人で、10年以内は109万人を維持されていくんですけれども、生産年齢人口が減少し、通勤・通学が減少して経営的には厳しい状況だと思います。交通局でも10年間の経営計画を作っており、需要の少ないエリアは見直しを行う必要があると考えています。また、運賃施策など色々な策が必要で計画の中に盛り込んでいます。全体の公共交通を中心とした見直しでは、データを示してもらい、利用者や市民の意見を丁寧に取り入れながら、関係者で案を出しながらまとめていければ良いと思っています。

#### ○吉田樹 会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

#### ○岩田憲明 委員

宮城県警察本部交通規制課の岩田です。自動車に過度に依存しないというのは良い方針だと思いますが、計画に関して、お願いがございます。PDCAを回すうえで、最初の計画においてもデータを分析したうえでバスの運行調整等を検討していただきたいです。データ分析を怠って、運行調整の結果仙台市内の渋滞が悪化してしまうと公共交通の評判が悪くなってしまいますので、渋滞しないようにデータ分析をしてもらえればと思います。

#### ○五十嵐大 公共交通推進課長

データの分析については、データを十分確認することに加えて、データだけでなく現状や課題等、事業者様と充分話し合いながら、場合によっては運転手、利用者の意見を吸い上げ、どこかにしわ寄せがいかないような形で全体の最適化を図っていければと思います。

#### ○吉田樹 会長

ワーキングで議論している中でも、朝の特定の場所はどの程度平均的に遅れているなどの情報を事業者から提供していただいております、資料6-3に掲載しているものもあ

ります。何より道路の混雑に関して、定時性の確保も課題である中で、警察との協議は必須と考えているので、引き続きよろしくお願いします。

その他よろしいでしょうか。

#### (5) 協議会業務委託契約手続きについて

##### ○吉田樹 会長

続きまして、議事の(5)「協議会業務委託契約手続きについて」事務局より説明願います。

##### ○小林万里子 公共交通推進課主任

(資料7の説明)

##### ○吉田樹 会長

はい。ありがとうございました。

先ほどご承認いただきました令和3年度予算案、その中の国からの調査費用補助金が協議会に対して与えられます。それを受けて協議会としての業務委託について仙台市の業務委託と同じ業者に発注したいというところですが、いかがでしょうか。この件につきまして、事務局からの説明について、ご意見・質問はございませんか。

(意見等なし、承認)

##### ○吉田樹 会長

そのほか、議事全般を通して、皆様から何かございますか。

##### ○鈴木雅弘 委員

宮城交通の鈴木です。今後具体的に色々な計画の内容を検討するにあたって、釈然としないことがございまして、交通計画を策定する動きとそれとは別に青葉通りの広場化の検討、バスタの検討、それぞれが個別に動いているような気がしてならないです。基本的に仙台市の交通はこの会議が最も重要なものだと思っています。その中で、動き始めている広場化や、バスタの検討をそれぞれどういう形で反映させるのか、一緒に考えていけるなら効率的で、どちらともおさえられて良いと思います。せっかくなら一緒にやっついて利便性の高いものにしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

##### ○木村賢治朗 都市整備局次長

いただいたお話は、すべての事業に仙台市が関わっていることから、一元的に進めて

ほしいというご意見かと思えます。しかし、発端が異なる事柄や関わる事業者、また進行のスピードも全て異なる状況にあります。どうしてもまとめるとなると、遅いものに引きずられてしまうという傾向がございまして、例えば、青葉通りの駅前の件はここ1、2年で終わる話ではないですし、バスタについても基礎的な検討をしているのが現状になります。一方、この計画については今年度中に策定を目指して進めておりますので、それぞれの進行度合いに応じた必要な情報提供は行いますが、個別に進めるほかないというのが私共の考えでございます。

#### ○吉田樹 会長

これについて、関連する主体や、予算、スケジュール感が異なるため、個別に協議を進めることは理解できます。しかし、例えば、沼津では連続立体交差事業の事業認可がされましたが、そこでのバスターミナルの議論と公共交通の議論が別個に進んでしまっています。その結果、連続立体交差でのバス停のポールが2本しか考慮されていません。ところが、沼津駅には現在11本ポールがあります。そうすると、事業後の案ではバスをさばけるはずがないものになります。

つまり何が言いたいかと言いますと、青葉通りや仙台駅周辺でも、バスの待機所の設定や回転が可能かといった事柄は、バスの運営上大きなウエイトを占めます。例えば、今回策定する地域公共交通計画の中で都心直行型のバスの軸を描いたとしても、バスタや青葉通りの運用次第ではその実現が難しいなどの制約になる可能性があるなど、実は様々なリスクを抱えていることが想像出来ます。そうするとバスの運用に関することを決める場合は、地域公共交通計画の協議会や事業者から懸念点を表明していただくような場は必要だと思っています。そのような形で実務的な連携が図られることは是非お願いしたいです。運用面が整合しないことが最悪の事態となるので、運用面だけでも確実に連携をお願いします。

#### ○木村賢治朗 都市整備局次長

地域公共交通計画策定にあたってという意味で申し上げましたが、本協議会の場で他の政策との連携についての意見を伺うことについて異存はございません。

#### ○吉田樹 会長

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では本日は今年度2回目、地域公共交通計画の策定にあたって、今どのような形で議論を始めているかについてご紹介させていただきました。青木先生からいただいた需要の動的な変化にどう対応していくかという話もありますし、今の鈴木委員からのご意見もそうですが、計画を策定して、実際に走らせてそれを使っていただいて、良い循環にしていくことが、地域公共交通計画の大きな役割ですし、質の高い公共交通とい

う点で、せんだい都市交通プランとも整合するものになると思いますので、どのような形で計画策定後も運用していくのか、PDCA サイクルの実行化も含めて、議論していただきたいと思っております。

それでは、本日の議事については、以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

## 6 今後のスケジュール

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

吉田会長、ありがとうございました。

それでは、次第の6番、「今後のスケジュール」について、事務局より説明いたします。

### ○小林万里子 公共交通推進課主任

次第の裏面をご覧ください。

今年度は地域公共交通計画の策定がメインとなることから、こちらを中心としたスケジュールを記載しております。

8月に素案の協議、10月に中間案の協議、11月にパブリックコメント、3月に最終案協議を予定しております。

また、スケジュールに記載はございませんが、月に1回程度、吉田委員、関係する事業者、公共交通推進課で公共交通ワーキングを行い、詳細を検討してまいります。

説明は以上です。

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

## 7 その他

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

それでは、次第の7番、「その他」といたしまして、事務局よりご連絡がございます。

### ○五十嵐大 公共交通推進課長

本日は限られた時間の中での議論でしたので、本日出た意見のほかにご意見のある方は、別途意見をお受けしたいと思います。

会議での発言のほかにご意見のある方は、別添様式もしくは任意様式にて、6月30日までに事務局の公共交通推進課へ Fax 又はメールでお送り下さい。



## 8 閉会

### ○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

その他、皆様から何かご連絡等ございますでしょうか。

それでは、次回、第3回協議会は令和3年8月頃の開催を予定しておりまして、詳しい日時・場所などが決まりましたら、改めて開催通知を皆様に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

また、本日の議事要旨につきましては、後日、出来上がり次第お送りいたします。

それでは、以上をもちまして、令和3年度 第2回仙台市交通政策推進協議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。

以 上